

「京もの担い手育成事業」企画・運営業務に係る受託候補者募集要領

1 委託業務の名称

「京もの担い手育成事業」企画・運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 委託の上限額

2,800千円（消費税及び地方消費税込み）

4 委託内容

別添の仕様書のとおり

5 参加資格

次の各号に掲げる事項をすべて満たしていること

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、次に掲げる資格を有する者であること。
 - ア 代表者が成年後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものではないこと。
 - ウ 引き続き1年以上営業を行っていること。
 - エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - オ 京都市の市民税、固定資産税の未納がないこと。
 - カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (2) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (3) 本公募に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者（候補者を含む。）や政党などを推薦し、支持し又は反対する目的の団体でないこと。

- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 共同事業体による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
 - ア 共同事業体の全ての構成員は、上記（１）～（６）の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。
- (8) 次の事項を満たす実績又は能力を有すること。
 - ア 自社におけるものづくりの実施、又はものづくり企業にコンサルティングを実施するなど、ものづくりについて十分な知識を有していること。
 - イ 自社または他社に対して、営業や雇用に係る経営能力の向上に資する取組を実施していること。
 - ウ 自社におけるインターンシップ生の受入れ、または、インターンシップ生を活用したプログラムを実施した経験があること。
 - エ 本市及び他の自治体や、他の公的機関からの受託実績や大学等との連携実績を有していること。

6 企画提案の提出書類

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) プロポーザル参加表明書（様式1） | 1部 |
| (2) 企画提案書（任意様式） | 7部 |
| (3) 会社概要（会社案内等） | 7部 |
| (4) 「5参加資格（8）」に係る実績が分かるもの | 7部 |
| (5) 見積書（任意様式） | 1部 |

※ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、以下の書類を各1部ずつ提出すること。

- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人のみ）
- ・印鑑証明書
- ・納税証明書（国税及び京都市税）
- ・水道料金・下水道使用料納付証明書（京都市内に事業所、事務所等がある場合のみ）
上記は、申込日前3箇月以内に発行されたもの（原本）
- ・誓約書（様式2）

7 提出書類の提出方法

- (1) 提出方法
持参又は郵送
- (2) 提出受付期間

令和5年3月24日（金）から同年4月6日（木）午後5時まで

※持参の場合は平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(3) 提出場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室 担当：桑原、林

（電話：075-222-3337 FAX：075-222-3331）

8 企画提案に関する質問・回答

(1) 受付期間

令和5年3月24日（金）から同年3月30日（木）午後5時まで

(2) 提出先メールアドレス

densan@city.kyoto.lg.jp

メール件名には「京もの担い手育成事業企画・運営業務に係る質問書」と明記すること。

(3) 回答予定日

令和5年4月4日（火）

全ての質問及び回答については、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページ上に掲載する。

9 選考方法

(1) 参加者からの提出書類について、(2) 審査基準に基づき採点し、第1順位の提案を行ったものを受託候補者として選定する。必要に応じてヒアリングを実施する。

(2) 審査基準

ア 企画内容について

- ・提案内容が仕様書に基づいており、職人が抱える課題の解決やインターンシップ生の成長が期待できるものであるか。
- ・事業の趣旨を達成するための、ノウハウや経験を活かした効果的な追加提案があるか。

イ 経費について

- ・見積書の額及び経費内訳が妥当か。

ウ 実績について

- ・本市及び他の自治体や、他の公的機関での業務受託実績があるか。
- ・「5参加資格（8）」に記載する事項の実績や能力を有しているか。

エ 事業実施体制について

- ・事業を円滑にかつより効果的に進めるための実施体制が整っているかどうか。

10 選定結果の通知

令和5年4月中旬を目途に審査結果を通知する。

また、受託候補者の選定後、参加した事業者、評価点、契約の相手方を選定した理由につ

いて京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページ上に公開する。

11 審査後の手続き

選定した受託候補者と契約協議を行い、詳細な業務内容及び契約条件について合意した後に委託契約を締結する。受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の事業者を受託候補者として協議を行い、合意した後に委託契約を締結する。

また、受託候補者との協議において、仕様書や企画提案書の内容を一部修正する場合があります。

12 留意事項

(1) 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ア 提出方法、提出受付期間、提出場所に適合しないもの
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) その他

- ア 提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出書類は返却しない。
- イ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- ウ 本件に係る令和5年度予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、当該業務の準備行為等に係る費用がすでに発生していても、落札者はその費用を京都市に請求することはできない。また京都市が契約を締結しなかったため生じた損害の賠償についても、同様とする。

13 今後のスケジュール(予定)

令和5年3月24日(金)	公募開始
3月30日(木)	質問の受付期限(午後5時必着)
4月4日(火)	質問への回答日
4月6日(木)	書類の提出期限(午後5時必着)
4月中旬	受託候補者決定
4月下旬	職人向け説明会